一類感染症患者発生に関する公表基準

資料2-2

令和元年12月20日
第7回一類感染症に
関する検討会資料

当該感染症の基本的情報 （基本方針2（1））	病原体： 潜伏期間： 致死率：	他者への感染経路： 主な感染源： 他者に感染させ得る時期：

	（公表する情報）	（公表しない情報）
感染者情報 （基本方針1）	・居住国　・年代　・性別 ・居住している都道府県 ・発症日時	・氏名　・国籍 ・基礎疾患　・職業 ・居住している市区町村
感染源との接触歴等 （基本方針2（2））	・感染推定地域：国、都市名 ・滞在日数 ・感染源と思われる接触の有無	
医療機関への受診・入院後の状況 （基本方針1）	・入院した医療機関の都道府県 ・症状と容態　・治療法	・医療機関名

個人が特定されないように配慮する。
- 居住国：国籍では一時的な旅行者か居住者かわからないため。
- 基礎疾患：基礎疾患との関係性が判明していないため
- 職業：感染源との接触機会が多い等の場合（例：医療従事者）には、公表を検討する。
- 居住している市区町村：市区町村が公表する場合は国も併せて公表する可能性がある。

感染源を明らかにし（感染推定地域および感染源との接触の有無を発信）、国民にリスクを認知してもらう。
・同行者：状況把握ができているため公表しない。

・医療機関名：原則として入院後は、基本的に他者への感染がないため、公表する必要はない。ただし、医療機関での行動に基づき、感染拡大のリスクが生じ、不特定多数の者に迅速な注意喚起が必要な場合には、公表を行う場合もある。

補足・留意事項　　他者に感染させ得る時期等や公衆衛生上の対策状況による事項

	（公表する情報）	（公表しない情報）
感染者の行動歴 （国外）	**他者に感染させる可能性がある時期以降の旅程（基本方針2（3））** ■訪問国、滞在日数 ■日本入国（帰国）日、発着地	・訪問理由 ・同行者の有無
感染者の行動歴 （国外・国内）	**【他者に感染させる可能性がある時期以降＋感染者に接触した可能性のある者を把握できている場合】（基本方針2（3）①）** ■公共交通機関に関する情報：飛行機（便名）、船舶（船名）。 ■公衆衛生上実施している対策（例：飛行機の乗客〇人について健康監視実施中） **【他者に感染させる可能性がある時期以降＋感染者に接触した可能性のある者を把握できていない場合】（基本方針2（3）②）** ■公共交通機関に関する情報 ・飛行機（便名・座席位置）、船舶（船名、部屋）。 ・電車（駅、路線、時刻）、バス（駅、路線、時刻） ■その他不特定多数と接する場所　（例：スーパー名） ■他者に感染させうる行動・接触の有無 （例：おう吐等はなく、他者が体液に暴露される機会はなく、他者への感染のリスクは低い。） ■感染者の感染予防対策の有無 ■公衆衛生上の対策が必要な場合の呼びかけ（例：〇〇電車に乗車していた人で、発熱等の症状が出た場合は、最寄りの保健所に問い合わせてください。）	他者に感染させ得る時期以前の旅程・行動歴 （基本方針2（3）） 他者に感染させ得る時期以降の渡航旅程は公表する。 ・飛行機（座席位置）：発症していたが、検疫に申し出なかった等により、追跡調査が必要になった場合は公表する。